

— 個人情報保護に関する規則 —

2024年1月1日

1. 個人情報にかかわる安全管理措置

- ① 事務長を個人情報保護管理者とし、個人情報保護の推進を図るための委員会（個人情報保護委員会）を設ける。医療安全対策に関わりありのため医療安全管理委員会と兼ねて行うこととする。
- ② 全ての従業者との間で、個人情報保護を遵守する旨の契約を交わす。
- ③ 個人情報の適切な取り扱いのために従業員の教育・研修を行い、個人情報保護の意識の徹底を図る。
- ④ 委託事業者等との間で、個人情報の安全管理措置について契約を交わし、定期的な確認を行う。
- ⑤ 個人データの盗難・紛失等を防止するため、機器や装置の固定等の予防対策、情報システムにおけるアクセス管理等の技術的措置、保存データが消失、漏洩しないように適切な保存と廃棄・消去を行う。
- ⑥ 個人情報の盗難、紛失、あるいは消去、漏洩等の問題が発生した場合は、個人情報保護委員会に事実を迅速に報告し対応を図るとともに、二次被害の防止に努める。

2. 第三者提供の取り扱い

個人情報の第三者への提供・開示は本人の同意がない場合、原則として行わない。
ただし、法令で定められた報告・届出等について必要な場合を除く。

3. 個人情報の開示等の手続き

個人情報について、本人から当院（医事課窓口等）に文書または口頭で開示、訂正、利用停止の申し出が行われた場合には、個人情報保護委員会に報告し、個人情報保護法及び厚生労働省ガイドライン等の定めに従い速やかに対応する。

4. 苦情への対応・体制

個人情報にかかわる相談、苦情等については、医事課窓口で対応する。
苦情等の内容を個人情報保護委員会に報告し適切な対応をとる。

(H17.03.17 作成、H21.10.19 一部改訂、H27.09.14 一部改訂、
H29.6.19 一部改訂、H30.6.21 一部改訂、2023.10.16 一部改訂
R06.01.01 一部改訂)